

# 広瀬川の清流を守る条例

昭和49年9月28日

仙台市条例第39号

杜の都仙台の母なる川、広瀬川は、市民の水となり、豊かな耕土を支え、幾多の文化と歴史をはぐくみながら、市民の生活に潤いある調和をもたらしてきた。

既に、われわれは、健康都市宣言を行い、「清く、明るく、住みよい」仙台を都市づくりの基本に掲げ、同時に広瀬川の清流を守るための環境整備に取り組んできた。

しかし、都市化の進展は著しく、このまま放置すれば広瀬川の清流は奪い去られようとしている。この市民共有の財産である美しい広瀬川の清流を保全して次代に引き継ぐことは、われわれに課せられた重大な責務である。

ここに、われわれは、衆知と総力を結集し、市民あげて広瀬川の清流を守ることを決意し、この条例を制定する。

## (趣旨)

第1条 この条例は、広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (市長の責務)

第2条 市長は、あらゆる施策を講じ、広瀬川の清流を守らなければならない。

## (事業者の責務)

第3条 事業者は、広瀬川の清流を守るため常に最大限の努力をしなければならない。

2 事業者は、その事業活動によって広瀬川の清流を損なわないよう、自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

## (市民の責務)

第4条 市民は、広瀬川の清流を守るため自ら努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

## (知識の普及等)

第5条 市長は、広瀬川の清流を守るための知識の普及を図るとともに、市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

(広瀬川清流保全審議会)

第6条 この条例によりその権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、広瀬川の清流を守るための重要事項を調査審議するため、仙台市広瀬川清流保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

一 学識経験者

二 市議会議員

三 関係行政機関の職員

四 仙台市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(関係行政機関への協力要請)

第7条 市長は、国、県及び関係地方公共団体に対し、広瀬川の清流を守るために必要な措置又は協力を要請するものとする。

(保全区域の指定)

第8条 市長は、広瀬川の清流を守るため、次の各号に掲げる保全区域を指定することができる。

一 環境保全区域

二 水質保全区域

2 環境保全区域は、広瀬川の流水域及びこれと一体をなして良好な自然的環境を形成していると認められる区域とする。

3 水質保全区域は、排出水の水質を規制する必要があると市長が認める区域とする。

4 市長は、第1項の規定により保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

5 市長は、保全区域を指定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

6 前2項の規定は、保全区域の指定の解除及び変更について準用する。

(環境保全区域における行為の制限)

第9条 環境保全区域において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は通常の管理行為その他の行為のうち自然的環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので市長が定めるものについては、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
  - 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取又は集積その他土地の区画形質の変更
  - 三 水面の埋立て又は干拓
  - 四 木竹の伐採
  - 五 動植物の保護に影響を及ぼす行為で市長が定めるもの
  - 六 前各号に掲げるもののほか、自然的環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で市長が定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が同項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

(許可の基準)

第10条 市長は、前条第1項の規定により許可をする場合の基準を定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により許可の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

(水質管理基準、許容負荷量及び排出規制基準)

第11条 市長は、水質保全区域における広瀬川の水質の管理基準(以下「水質管理基準」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、水質管理基準が確保されるよう水質保全区域における汚濁負荷量の許容限度(以下「許容負荷量」という。)を定めるものとする。
- 3 市長は、水質保全区域内の工場、事業所、住宅団地及び共同住宅(以下「工場等」という。)から排出される排出水の水質について規制すべき基準(以下「排出規制基準」という。)を許容負荷量に基づき定めるものとする。
- 4 市長は、前3項の規定による水質管理基準、許容負荷量及び排出規制基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

(水質保全区域における工場等の設置の許可及び遵守義務)

第12条 水質保全区域において工場等を設置し、広瀬川に水を排出しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による許可を受けて設置した工場等から水を排出する者は、排出規制基準を超える排出水を排出してはならない。
- 3 この条例の施行前に工場等を設置し、広瀬川に水を排出している者は、排出規制基準を超える排出水を排出しないよう努めるものとする。
- 4 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、適切な指導又は改善その他の勧告を行うことができる。

(完了検査)

第12条の2 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工場等からの排出水を処理するための施設(以下「排水処理施設」という。)を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(平一二、三・追加)

(使用廃止の届出)

第12条の3 第12条第1項の許可を受けた者は、前条の排水処理施設の使用を廃止したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(平一二、三・追加)

(承継の届出)

第12条の4 第12条第1項の規定による許可を受けた者からその許可に係る工場等を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者は、当該工場等に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(平一二、三・追加、平一三、三・改正)

(中止、原状回復命令)

第13条 市長は、第9条第1項各号に掲げる行為又は第12条第1項に規定する行為を許可を受けずに行った者に対し、その行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難な場合は、これに代わるべき必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。

(改善、停止命令)

第14条 市長は、第12条第2項の規定に違反していると認めるとき又は継続して排出規

制基準を超える排出水を排水するおそれがあると認めるときは、当該排出水を排出する者に対し、期限を定めて廃水等の処理の方法の改善その他必要な措置を講ずるべきことを命じ、又は当該工場等からの排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

#### (標識の設置等)

第15条 市長は、第8条第1項の規定により保全区域を指定したときは、その旨を表示する標識を設置しなければならない。

- 2 保全区域内の土地の所有者又は管理者は、正当な理由がない限り、前項の規定による標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

#### (立入調査)

第16条 市長は、広瀬川の清流を守るため必要があると認めるときは、職員又は市長が委任した者に、他人の占有する土地又は工場等に立ち入らせ、その状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 何人も、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

#### (委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### (罰則)

第18条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条の規定による命令に違反した者
  - 二 第14条の規定による命令に違反した者
- (令七、三・改正)

第19条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- 二 第12条第1項の規定に違反して同項に規定する行為をした者

### 三 第12条第2項の規定に違反した者

第20条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条第2項の規定に違反した者
- 二 第15条第3項の規定に違反した者
- 三 第16条第3項の規定に違反した者

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平一二、三・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に広瀬川の清流を守る条例施行規則(昭和51年仙台市規則第26号)の規定によりした手続その他の行為で、改正後の広瀬川の清流を守る条例に相当する規定のあるものは、同条例の規定によりしたものとみなす。

#### 附 則(平一三、三・改正)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則(令七、三・改正)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。附則第5項において「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下この項において

て「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下この項及び次項において「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。